

貸付自粛—本人以外申告（郵送用）

これを使えば 借り過ぎは 解決できる
～生活再建支援サービス～

1. 貸付自粛はどんな制度？（本人以外申告）

生活に支障を生じさせる申告者本人の借金を防止する目的で、親権者や後見人等の**法定代理人が申告手続者**となって、金融機関や貸金業者からの新規借入を止めるため「自粛登録」する手続きです。信用情報に「貸付自粛」登録されると、申告者は原則新しい借入ができなくなります。 ※一定期間経過すれば、法定代理人は撤回できます。

(※「**クレジット契約**」は、**原則自粛制度の対象外ですが影響が出る場合があります**。予めカード会社に影響の有無について確認してください。)

2. 貸付自粛の本人以外申告は、誰ができますか？

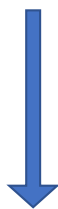
※法定代理人からの申告となります。

- * 申告者本人が**未成年者(17歳以下)**の場合、**親権者**が申告手続をできます。
- * **申告者本人が成年の場合**、**後見人等**が申告者本人に代わって申告手続をできます。
※**補助人**については、審判で借財等に関する同意権が付与されている必要があります。
- * 撤回は、原則申告手続者である法定代理人からのみとなります。(※未成年者は成人すると自分で撤回可能です。)

3. 本人申告の手続のご案内 **【重要】**

(申告手続者は「法定代理人」を指します。)

(1) 必要書類 (重要)



- ① 申告書 (申告者欄《上段》と本人以外欄《下段》の両方記載)
- ② 申告手続者の本人確認書類 2点(公的な身分証明書) ※下記4参照
- ③ **親権者**の場合は続柄確認の書類(戸籍事項証明書・住民票等 1点)
後見人等の資格確認の書類(後見登記事項証明書、審判証の写し等 1点)
※①②とも、住民票や証明書等は発行日より6か月以内のもの
- ④ 返信用切手 ※受付書面の返信用 簡易書留郵送代
- ⑤ 貸付自粛申告確認書 (申告理由がギャンブル等による場合は必要)

* 「貸付自粛申告確認書」で申告理由等についてお聞きした情報は、多重債務対策、ギャンブル等依存症対策や、貸付自粛制度の運用・改善並びに統計・調査等に利用させていただきます。

(2) 申告書の取得



★以下、いずれかの方法で申告書を取得

- * 協会ホームページから申告書をダウンロード
- * 最寄りの支部に申告書の送付依頼連絡(下記5参照)

(3) 申告書の郵送



* 協会の拠点支部あてに郵送 (下記5参照)

(4) 申告書が支部に到着



(5) 本人確認の電話



* 原則、**申告手続者の携帯電話に連絡**します。(申告手続者のプライバシー保護のため)

★**申告手続者の本人確認の連絡が取れないと「不受理」になりますので**、注意してください。

(6) 本人確認完了



- * 自粛登録の入力処理
※申告手続者の個人情報、個人信用情報には登録されません。

(7) 申告書の控えを郵送



- * 申告書記載の申告手続者の住所地に郵送されます。
- * 受付印が押され、受理日の確認ができます
- * 簡易書留で**申告手続者宛て**に郵送されます。(必ずお受け取り下さい)

(8) 申告書の控え到着

- * **受理日を確認する重要な書類**ですので**必ず保管**してください。
- * 貸付自粛情報の登録期間は、登録日から5年間以内となります。
- * 登録日から**3か月を過ぎると撤回申告もできません(原則、法定代理人のみ)**。

★ 不明な点や書類について確認されたい場合は、**相談センターへお問い合わせください**。

☎ 03-5739-3861

4. 本人確認書類とは（概要） **【重要】**

※申告手続者(法定代理人)の本人確認書類を用意してください。

◆ 以下の書類のうち、2点のコピーをとり、申告書に添付してください。

※ 各書類に、「氏名」・「生年月日」・「住所」の3点記載のあるもの

- | | |
|--|--|
| ※ 運転免許証
(運転経歴証明書含む) | ※ 変更事項があるときは裏面の写しも必要
有効期限内のもの |
| ※ 健康保険証
(国民健康保険、社会保険等の保険証) | ※ 社保の保険証は裏面に申告者の住所を手書き記載必要
国民健康保険証の場合は、有効期間内のもの |
| ※ マイナンバーカード
(住民基本台帳カード含む) | ※ 裏面不要(個人番号の記載があるため) |
| ※ 障害者手帳
(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳等) | ※ 有効期限内のもの |
| ※ 旅券(パスポート) | ※ 有効期限内のもの |
| ※ 在留カード・特別永住者証明書 | ※ 有効期限内のもの |
| ※ 住民票(原本送付) | ※ 申告者のみの抄本可
※ 発行日から6か月以内のもの
※ 本籍地、個人番号の記載は不要 |

以上のほか、官公庁から発行・発給された書類で本人確認に用いることが可能な書類

◆通知カード、学生証や講習受講証などは本人確認書類として用いることはできません。

- ★ ※有効期限内のもの
※住民票等は**発行日から6か月以内のもの**

(不明な点や詳細は、最寄りの支部にお問い合わせください。 0570-051-051)

【本人以外申告 法定代理人記載例】

申告NO 旧申告NO	
貸付自粛(登録・訂正)申告書	
<input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 不受理 日本貸金業協会 御中 私は、「貸付自粛に係る承諾事項」を承諾のうえ、貴会に貸付自粛(登録・訂正)申告を致します。 依頼日: 年 月 日 氏名: 法定代理人氏名(自署)	
■申告者(本人) フリガナ 氏名 未成年者・被後見人等の氏名 性別 男・女 生年月日 昭和・平成 年 月 日 フリガナ 住所 未成年者・被後見人等の住所 フリガナ 自宅TEL 携帯TEL フリガナ 勤務先名 雇用形態 申告理由 1口ギャンブル等をやめられない 4口その他 2口遊興費を使いすぎる(ギャンブルを除く) 3口過剰に買い物をしてしまう	
■申告者(本人以外) *日中連絡取れる電話番号を記載して下さい 登録者との続柄 フリガナ 氏名 法定代理人の氏名 性別 男・女 生年月日 昭和・平成 年 月 日 フリガナ 住所 未成年者・被後見人等の住所(以下本人確認書類記載の住所を記入して下さい) *法定代理人の個人住所(免許証等の本人確認書類の記載と一致必須) 自宅TEL 携帯TEL	
日本貸金業協会使用欄 申告者(本人・本人以外)確認書類【運転免許証】書類番号【 その他確認書類【健康保険証 記号●●● 番号●●●】 申告者(本人)との続柄の証明書類 親権(戸籍事項証明書、住民票)、後見人等(後見登記事項証明書、審判書等) ※住民票は続柄がわかる記載のあるもの 申告者(本人)不在の確認 ※記載例(親権者(母)、後見人等(弁護士等)、後見人等(法人職員)等連絡事項【 ■受付結果 (請求書-法定代理人の場合) 3点必要になります。 決裁者 検査者 受付担当者 処理結果 JICC CIC 償信センター 確認日	

【貸付自粛に係る承諾事項】

- 貸付自粛の登録・撤回・取消依頼について
 (1) 貸付自粛の申告をした場合には、日本貸金業協会(以下「協会」という)が個人信用情報機関(以下「指定または連携する各機関」という。)に登録の依頼をした日から3か月が経過するまで申告を撤回できないこと。
 (2) 貸付自粛の申告が自粛対象本人によるものでない場合には、協会が指定または連携する各機関に登録の依頼をした日から3か月が経過しなくても自粛対象者はその申告を取り消すことができること。
 (3) 貸付自粛の申告がなされた場合、協会が指定または連携する各機関に対する当該情報の登録を回避または登録済みの貸付自粛情報を削除するためには、別途、協会または連携する全国銀行個人信用情報センターに対し、貸付自粛の申告の撤回または取消の手続きが必要となること。
 (4) 貸付自粛情報が登録された場合、申告が撤回または取消がされない場合であっても、貸付自粛情報が登録されてから5年を経過した場合にはその情報は抹消されること。
 (5) 貸付自粛の申告が変更された場合であっても、貸付自粛情報は協会が指定または連携する各機関に登録されるまでは、事務処理のために原則3営業日を要すること。
 (6) 貸付自粛情報の登録がされた場合であっても、貸付自粛情報は協会が指定または連携する各機関に登録される前に締結された貸付方式基本契約に基づき貸付がなされる場合があり得ること。
 (7) 貸付自粛情報は協会が指定または連携する各機関に登録された場合であっても、当該情報は、協会が指定または連携する各機関の会員による与信判断を拘束するものではないこと。
 (8) 協会が指定または連携する各機関は、以下の各機関であり、必ずしも、日本国内の全ての個人信用情報機関に貸付自粛情報が登録されるものではないこと。
 【協会が指定または連携する個人信用情報機関】
 ○株式会社日本信用情報機構(JICC)(<https://www.jicc.co.jp/>)
 ○株式会社シー・アイ・シー(CIC)(<https://www.cic.co.jp/>)
 ○全国銀行個人信用情報センター(<https://www.zenginhyo.or.jp/>)
 (9) 本申告等、または当該情報の登録により生ずる権利・義務等に関する訴訟については、協会の本部を管轄する簡易裁判所もしくは地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすること、また、準拠法はすべて日本法とする。
- 個人信用情報機関の利用及び個人情報の利用について
 (1) 協会が、本申告等に基づき本人識別情報(貸付自粛登録者の氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、勤務先名、勤務先電話番号)及び本人確認書類(本籍地を除く)に記載された内容を、協会が指定または連携する各機関に提供し、当該機関に登録すること。
 (2) 協会が、本申告等の内容を当該申告者の苦情相談の解決及び協力の要請への対応並びに貸金業者の苦情相談の未然防止に係る統計及び研究のために利用すること。
 (3) 協会が指定または連携する各機関が、本申告等に基づき協会から提供された上記(1)の情報が本人申告内容を、登録日より5年以内の登録期間とし、当該機関に加盟する会員に対して、返済能力に関する調査のために提供すること。
 (4) 協会が指定または連携する各機関が、協会から提供された上記(1)の情報を、当該機関に登録されている個人情報に関わる本人の同一性確認の目的に利用すること。
- 親族等申告の場合の追加承諾事項
 (1) 本申告は配偶者または二親等以内の親族は、以下の各号のすべてに該当する場合に申告をすることができると。
 ・自粛対象者が所在不明であり、その原因が金銭の貸付にかかわる金銭債権の負担を原因としている可能性があること。
 ・貸付自粛の対応をとることが自粛対象者の生命、身体または財産の保護のために必要であること。
 ・申告を行うことにつき自粛対象者の同意を得ることが困難と認められること。
 (2) 本申告または本申告に基づく登録により、自粛対象者と親族等、協会及び協会が指定または連携する各機関との間に紛争が生じた場合は、本申告人の責任において解決すること。
 (3) 本申告の事実及び本申告に基づき登録された情報は、自粛対象者本人から協会及び協会が指定または連携する各機関に対して開示請求があった場合に、協会及び協会が指定または連携する各機関の定める開示手続きに従って開示されること。
 (4) 本申告人が本申告の際に協会に申告した内容及び提出した資料は、申告人の知る限りにおいて正確であること。

①本人確認書類(本人以外の氏名欄に記載のある者にかかる免許証等……氏名・住所・生年月日があるもの必ず2点)
 ②続柄確認書類 ※弁護士等が法人後見人等の職員が出席する場合は、①の書類以外に身分を確認できる身分証明書の添付をしてください。
 ※戸籍事項証明書又は住民票(原本いづれか1点)
 ※後見登記事項証明書又は審判書(原本いづれか1点)
 ※本人以外申告の場合、本人以外申告書(下用紙)についても本人確認書類が必要になります。「申告者(本人)」については住民票や後見登記事項証明書等で確認します。

5. 郵送先(協会支部)

支部電話 0570-051-051

(※最寄りの支部につながります。)

北海道支部	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西6丁目2-6 大樹生命札幌大通ビル9階	広島県支部	〒730-0021 広島県広島市中区胡町4-28 胡町ビルディング7階
宮城県支部	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-9-7 仙台Y Fビル5階	香川県支部	〒760-0018 香川県高松市天神前10-1 高松天神前ビル4階
東京都支部	〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル2階	福岡県支部	〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴2-2-3 サンライフ赤坂 Bldg.3階
愛知県支部	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-6-35 C B C A N N E X 栄6階	熊本県支部	〒860-0845 熊本県熊本市中央区上通町7番32号 熊本県蚕糸会館内
石川県支部	〒920-0901 石川県金沢市彦三町2-5-27 名鉄北陸開発ビル9階	沖縄県支部	〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-10-16 沖縄バス本社ビル207号室
大阪府支部	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場一丁目16番20号 ムラキビルディング3階		

★協会ホームページからの支部情報の詳細を確認する場合は、以下のサイトをご参照ください。

(ホームページTOP > 協会について > 【協会の概要】事務所所在地) →

https://www.j-fsa.or.jp/association/summary/location_branch.php